

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 219 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 50 秒です。

今回のテーマ： 関連当事者との取引

学校法人の計算書類の注記に、「関連当事者との取引」の記載が求められてから 7 年が経ち、各学校法人では関連当事者との取引の有無を把握するために、アンケート調査を実施するなどの対策がとられているかと思えます。関連当事者との取引の識別方法がいまだに定まっていない学校法人があれば、これを機会にその検討を急がなければなりません。

そこで今回、改めて「関連当事者」とは何か、関連当事者との取引の識別方法、情報の必要性と記載の判断基準、情報の管理について確認していききたいと思います。

■関連当事者とは

学校法人と「特定の関係にある者」のことを関連当事者といいます。具体的には、

- ① 関係法人（宗教法人も含まれます） ※関係法人については、別紙をご覧ください。
- ② 当該学校法人と同一の関係法人を持つ法人（ex.兄弟法人、姉妹校、グループ校）
- ③ 当該学校法人の役員（理事・監事）及びその近親者（配偶者、又は 2 親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人 をいいます。

■関連当事者との取引の識別方法

役員及び教職員に対してアンケート形式で行うのが一般的な方法です。

- 本人及び近親者（配偶者又は二親等内の親族）が学校と取引しているかどうか
- 本人及び近親者が支配している法人が学校と取引しているかどうか

を確認し、該当者には計算書類の注記に必要な情報を提供してもらう必要があります。

学校法人会計基準改正 Q&A-文部科学省の HP にある調査票の様式例が参考になります。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/027/siryo/06021607/015.pdf

■情報の必要性和記載の判断基準

学校法人に対して影響力のある相手との取引は、相手に有利な条件で取引が行われる可能性があるため、このような取引については特に開示による透明性を求められています。

ただし、恣意性が介入していないことが明らかな取引については記載の必要はありません。例えば、(1) 規程等で定められている役員への報酬・賞与・退職慰労金、(2) 学校法人に不利な影響を与えない学校法人に対する寄付などです。

関連当事者との取引に該当する場合であっても、学校法人の規模からみて取引金額及び残高の重要性が乏しい取引については記載を省略することができます。この重要性の判断基準については、学校法人の財政及び経営の状況に及ぼす影響に鑑みて、事前に定めておき、毎年度継続的に採用する必要があるため、明文化しておくことが望ましいです。

■情報の管理

関連当事者に関する情報（調査票等）は適切に管理しておき、毎年度末には該当する取引を一覧にまとめ、注記したか否かの結果も残しておく必要があります。

お見逃しなく！

平成 24 年度の夏から学校法人会計基準の在り方について文科省主導で、検討会が開催されています。内容は取得原価主義の是非や基本金各号の在り方等、未来の学校法人会計基準の柱となる論点です。文科省の HP にその開催の内容・議事録等が公開されておりますので是非ご覧ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/054/giji_list/index.htm



(別紙)

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（平成 17 年 5 月 13 日 17 高私参第 1 号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）の通知が出され、2005 年 10 月「ASG 拝啓理事長先生 経営者のための学校情報 第 179 号」で、関連当事者との取引について取り上げました。その一部をご紹介します。

<計算書類の注記事項の追加 - 関連当事者との取引>

1 開示の目的

学校法人及びその役員と深い関係のある者との取引を開示することにより、学校経営の透明性を高め、学校法人との間に、不公正な取引が行われていないことを明らかにすることを目的としています。

2 関連当事者とは

(1) 関係法人

以下のような、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいいます。宗教法人も含まれます。

- ① 学校法人の理事の過半数が、その法人の役員、職員等である場合、あるいはその法人の意思決定機関構成員の過半数が、学校法人の役員、職員等である場合

※役員及び教職員については、常勤・非常勤を問いません。

※職員等の「等」は評議員や顧問・相談役など、実質的に経営に重要な影響を及ぼしていると認められる者をいいます。その実態に応じて必要な場合には調査の実施が望まれます。

- ② その法人の借入金の過半が、学校法人からの借入金である場合

- ③ 人的関係、資金関係はないが、その法人の意思決定には学校法人の承認が必要などの重要な契約等が存在する場合

※例えば、重要な施設の無償提供、系属校との協定などが考えられます。

(2) 当該学校法人と同一の関係法人を持つ法人

- (3) 当該学校法人の役員（理事・監事）及びその近親者（配偶者、又は 2 親等以内の親族）又はこれらの者が単独であるいはその近親者と合計して支配している法人

3 開示内容

取引には、物やサービスの売却・購入、物や金銭の貸借・貸借にともなう利息や手数料の支払い、保証や担保提供などが含まれます。開示については、関連当事者の詳細に加え、1 年間に行った関連当事者との取引内容、取引金額、期末の債権・債務残高が記載されます。

4 開示対象外の取引

以下のような取引は、恣意性の介在する余地が少ないものとして開示の対象から除かれています。

- (1) 一般競争入札による取引、預金利息・受取配当金、その他取引条件が一般の取引と同様であることが明確な取引、即ち価額に交渉の余地のない取引
- (2) 役員に対する報酬、賞与、退職慰労金
- (3) 当該学校法人に対する寄付金

5 重要性の判断基準

開示対象の取引であっても、取引金額に重要性がない場合は開示の必要はありません。判断基準の例示として以下のものが示されています。（学校法人会計問答集（Q&A）17 号、日本公認会計士協会）

- 役員及びその近親者との取引：年間 100 万円未満の取引
- その他の関連当事者との取引：帰属収入の 1/100 に相当する金額（その金額が 500 万円を超える場合は 500 万円）